

平成30年度 さいたま市立尾間木中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめが大きな社会問題として取り上げられ、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、いじめは、どの学校でも起こり得るという共通認識にたち、全教育活動を通して生徒個々が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう努めなければならない。本校では、いじめの起きない学校、許さない集団を創るため「豊かな心を持ち、たくましく生きる生徒」の学校教育目標のもと、本校が目指す生徒像①笑顔で元気にあいさつできる生徒②だれにでも思いやりの気持ちをもつ生徒③授業と部活動に本気になる生徒④ねばり強く心身を鍛える生徒の実現と生徒相互、教職員と生徒との望ましい人間関係の醸成が極めて重要と考えている。そこで、本校「いじめ防止基本方針」は、国の「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」・「さいたま市の方針」に基づき、生徒自身が取り組む「ハナミズキ委員会」をはじめ、保護者、地域、関係諸機関との緊密な連携、協力を基盤に「みんなが伸びる尾間木中」をスローガンとした「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめ問題に係る事件・事故を対岸の火事ではない、という危機感、「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつ。
- 2 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に、当該いじめに係る情報を報告するなど、学校の組織的な対応につなげる。
- 3 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となり組織的に対応する。
- 4 いじめた生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめられる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 5 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。
- 6 重大事態には、警察等関係諸機関と必ず連携する。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第22条等）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に存在している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害者生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。

IV 組織

1 いじめ防止対策委員会

(1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

(2) 構成員：校長、教頭、主幹教諭または教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、民生委員、人権擁護委員（自治会長）

*必要に応じて、スクールソーシャルワーカーなど、構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 開催

ア 定例会（各学期1回程度開催）

イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事実対処】

・いじめの早期発見、事実対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有をする。

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、情報の迅速な共有、および生徒からの聞き取り調査などにより、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して、適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む）

2 ハナミズキ委員会（生徒版いじめ防止対策委員会）

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動し、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校創りを目指し、生徒の視点からいじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会会長、生徒会副会長、生徒会会計、生徒会書記、各委員会委員長、学級委員、生活委員会三役
生徒会担当教員、生徒指導主任、教育相談主任、学級委員担当教員、生活委員会担当教員
- (3) 開催：年2回 6月13日（水）、10月19日（金）
- (4) 内容
 - ・いじめ撲滅に向けた話し合いを生徒の視線から考え主体的に行う。
 - ・話し合いの結果を朝礼などで提言する。
 - ・提言した取組を推進する。
 - ・いじめの未然防止に向けた、生徒の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や各部活動の部長、学級委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、させない、見過ごさない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に質する学習の充実に努め、道徳主任を中心に全教師の協力体制を整える。
 - 道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
 - 「いじめ撲滅強化月間」（6月、11月）に「1自分自身」「2他の人とのかかわり」に関することの内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅月間強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・生徒会主催によるいじめ撲滅に関する署名といじめ撲滅認定カードの作成
 - ・いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・生徒目線で「いじめ撲滅」に向けて取り組む「ハナミズキ委員会」の開催
 - ・いじめのメカニズムの理解（4層構造）
 - ・いじめについて考える道徳、学活の時間の活用
 - ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
 - 相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

○教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

○各学級担任が、学校の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○自他の生命がかけがえのない大切なものであることを深く自覚し、生命を大切にできる生徒を育成する。また、いじめや暴力行為、自傷行為といった自他の生命を軽視する行動や、小・中学生の自殺といった痛ましい事故の発生を防ぐために、悩みやストレスへの対処法、友人との好ましい関係づくりや助け合いのスキルを学び、全学年で実施する。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施時期：1年生 1学期
2年生 1学期
3年生 1学期

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

○生徒の情報活用能力の向上を図り、情報モラルを身に付けさせ、安全に正しくインターネットや携帯電話等を使うことができる力をはぐくみ、いじめの未然防止に努める。

○「携帯・インターネット安全教室」の実施時期：29年7月

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

○赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

○「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施：3年生 11月

7 小中一貫教育を通して（あいさつ運動の充実・小中一貫英会話・つぼみの日の実施）

○中1ギャップを緩和し、スムーズな中学校生活を送れるように努める。

8 部活動の充実を通して

○先輩、後輩としての自覚と在り方指導と社会的ルール、マナーを学ぶ場とする。

○夢や希望を語り、持つとともに困難に打ち勝ち、壁を乗り越える力を養う。

○同じ志を持った仲間との絆を深める。

9 学校行事（体育祭・合唱祭・校外学習、1年ウォークイン見沼・2年未来くるワーク・3年修学旅行など）を通して

○歴史や文化、身近な地域を学ぶとともにクラス、学年の温かい人間関係の醸成に努める。

10 校内規定、授業ルール of 遵守の徹底を通して

○生徒の心が荒れた状態、すさんだ状態をつくらず、教育環境を整える。

11 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見 (アセスメント・状況把握)

1 日頃の生徒の観察 (生徒とともに、教員の活動機会を増やす)

○早期発見のポイント

- ・生徒のささいな変化に気付く。
- ・気付いた情報を共有する。(学年内、校内)
- ・情報に基づき、速やかに対応する。

- (1) 健康観察 : 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底等
- (2) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣の机と離れている等
- (3) 休み時間 : 独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる等
- (4) 給食 : 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押しつけられる等
- (5) 部活動 : 部活動を無断で休む。グループに入れない、雑用をやらされている等
- (6) 登下校指導 : 独りぼっち、荷物を持たせられる等

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施時期 : 4月、8月、1月 (定期テスト直後の実施は避ける)
- (2) アンケート結果 : 学年・学校全体で情報を共有する。
- (3) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。(市教委から配布されている、面談記録シートに、面談内容等を記録し、保存) 面談した生徒について教育相談委員会、学年・学校全体で情報を共有する。11月実施後、教育相談週間を生かして、二者面談を行う。(1、2年生全員)

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 毎週実施される教育相談部会・生徒指導委員会で情報を共有し対応する
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間の実施

- (1) 年2回、教育相談週間(日)を設定し、生徒と面談を実施する。
- (2) 教育相談委員会で情報を共有し対応する。
- (3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① さわやか相談室の充実
 - ② スクールカウンセラーとの連携

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施時期 : (1月)
- (2) アンケート結果の活用 : 職員会議で提案し協議する。また学校評議員にも書面にて協議の結果を報告する。

6 地域・関係諸機関からの情報収集

- (1) 民生委員、主任児童委員
- (2) 青少年育成尾間木地区会
- (3) 学校評議員、学校関係者評価委員
- (4) 自治会長
- (5) 浦和東警察署
- (6) 児童相談所
- (7) 教育相談室
- (8) 尾間木地区学校連絡協議会

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ防止対策委員会を開催する。
- 教頭は・・・校長の補佐を行い、場合によって全体指揮を行う。校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教務主任は・・・生徒指導主任と連携して生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための(主幹教諭)体制を整備する。
- 生徒指導主任は・・・生徒の情報を把握できる体制づくりをする。個々の生徒の情報を全教職員で共通理解を図るための体制を整備する。校内のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 学年主任は・・・担当する生徒の情報収集を行う。担当する学年の情報共有を行う。校長(教頭)に報告する。
- 学年生徒指導担当は・・・担任からの情報を共有するためにデータをまとめ学年会の準備をする。

- 担任は・・・事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒に対する支援を行うとともに安全を確保する。いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 副担任は・・・担任の補佐をし、場合によっては指導に入る。
- 教育相談主任は・・・教育相談の視点に立って指導、助言する。
- 特別支援コーディネーターは・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は・・・被害生徒の安全（心）を保証し、生徒に寄り添う。
- 部活動顧問は・・・部活内のトラブルの全容解明するために当該学年の教員と連携して対応する。
- さわやか相談員は・・・生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは・・・専門的な立場からアセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは・・・情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者は・・・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は・・・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通知又は情報の提供を行う。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」に基づいた対処を確実に行う。

重大事態とは

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校が把握していない重要な情報である可能性があるため、次の対処を行う。

ア) いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実を確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

* 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

〈学校を調査主体とした場合〉

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ防止対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

〈教育委員会が調査主体となる場合〉

- 7 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX いじめ防止の研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」）の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- （1）学校いじめ防止基本方針の周知徹底→年度当初に全教職員に周知・徹底
- （2）取り組み評価アンケートの実施、結果の検証→生徒指導委員会で協議し職員会議で提案

2 校内研修

- （1）「豊かな心の育成」～コミュニケーション能力を高める授業の推進～
○授業規律・・・授業規律が確立された上で豊かなかわり合いや希望を育む授業が推進できる。
- （2）生徒指導・教育相談に係る研修
○生徒理解など・・・夏季休業中を利用して事例を踏まえた研修を実施する。
- （3）情報モラル研修
携帯電話の取り扱いに関することはもちろんのこと SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）について共通理解を図る。
- （4）ゲートキーパー研修会への積極的な参加と伝達
- （5）「ネットいじめ」に係る研修の実施
ア ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため。
イ 回数 年1回
ウ 情報教育部と連携して、児童生徒の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実態に即して機能しているかを、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
検証を行う時期：各学期とする。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ防止対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - （1）「取組アンケート」の実施時期 : 1月
 - （2）いじめ防止対策委員会の開催時期 : 5月22日 10月17日 2月12日
 - （3）校内研修会の開催時期 : 8月22日